

一宮研伸大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

一宮研伸大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神にのっとり大学の使命・目的は学則に明記されており、教育理念等は学修ガイダンスにおいて学生・教職員に周知している。短期大学から大学へと時代の変化に対応し、更に大学院設置と社会的ニーズに即応、がん看護専門看護師の教育課程を設け高度な看護実践者育成に努める体制を整備している。

教育理念を反映した特色ある三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定、建学の精神にのっとり、教育目的を達成する教育研究組織体制が構築されている。また、「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設置、自治体や地域住民とさまざまな形で連携体制を整えている。時代の変化に即した「選ばれる大学になる」ための行動指針・評価指標を明示している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生の受入れ体制を整備している。また、学修支援体制についても教職協働が図られており、アドバイザー教員制度を設けるなど、学修支援体制の強化を図っている。キャリアサポート委員会・学務課の協働により1年次から4年次まで段階的にキャリア支援を実施できている。学生生活支援委員会、アドバイザー教員・学務課が協働して学生生活の安定的な支援体制を整えている。

学修施設・設備、ICT（情報通信技術）環境が整備されており、バリアフリー化も図られている。授業科目・演習科目の講義目的に応じた講義時間割編成、教室配置をしており、耐震基準等も満たしている。なお、学生の意見・要望への対応として、意見箱の設置、意見に対する回答をポータルサイト及び掲示板にて速やかに周知している。また、授業評価アンケート回答率の低さについては喫緊の課題として取組まれている。

〈優れた点〉

- オフィスアワー制度について、兼任教員を含めて全学的に実施・展開した学修支援体制は評価できる。
- 大雄会病院看護師寮を安価な家賃設定で学生に提供している点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

看護学部・看護学研究科では、教育理念を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、ホームページや大学案内、学修ガイダンス等で学内外に周知している。単位認定基準、

進級制度、卒業・修了基準、成績評価基準等について、履修規程を定め、学修ガイダンスで周知されている。カリキュラム・ポリシーを策定、可視化のためのカリキュラム・マップや三つのポリシー関連図、ナンバリング等の工夫がなされており、学生への周知が図られている。

学部では、三つのポリシーを踏まえ、学生・卒業生、就職先にアンケートを実施、教授会で意見交換を行うなどの検証を行っている。また、授業評価アンケート結果は学生・教職員に公表、教授会報告・意見交換、図書館で学生・教職員に閲覧可能としている。

「基準4. 教員・職員」について

教学マネジメントにおける学長がリーダーシップを発揮するための体制はとられているが、教授会の役割が学内規則上不明確であるため整備が急がれる。教学マネジメントに必要な職員は適切に配置、教職協働体制が構築されている。

大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、教育研究に必要な専任教員数を確保、配置している。FD・SD委員会を設置し、教職員の資質・能力向上のため組織的に取り組んでおり、各種FD研修会を企画・運営するなど、教育研究の質向上に努めている。

研究倫理についての人権擁護・倫理委員会を設置、教職員及び学生が研究責任者となる研究に対し、倫理指針に基づく審査体制を整えている。また、研究活動の質向上と活性化推進のため研究推進委員会を設置、各種研修会開催、申請相談等に取り組んでいる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人運営に係る諸規則を整備、寄附行為をはじめ法令に定められた各種情報をホームページ等で適切に公開、人権への配慮についても必要な諸規則が定められている。新興感染症等や大規模地震に関するBCP(Business Continuity Planning)を策定し、安全な法人運営が図られている。理事会は法人の最高意志決定機関として位置付けられ、適切に機能しており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。大学運営会議開催により法人及び大学内の各管理運営機関との意思疎通が円滑に行われており、評議員・監事の選任についても寄附行為条項にのっとり適切に施行されている。

大学開学以来、定員未充足となることのない安定した学生確保を実現し、完成年度を迎えても収容定員充足率は安定している。会計処理・監査に関しても関連諸規則にのっとり、適切な処理・運営、助言体制等が整っている。

「基準6. 内部質保証」について

大学開学から7年が経ち、内部質保証システムが整備されつつあり、その役割と機能が明確化されてきている。大学運営会議のもとに、内部質保証推進会議を設置、更に自己点検・評価委員会を設置することにより、内部質保証体制を整えている。学修支援体制としてIR室は収集した情報の分析結果を入学試験委員会・内部質保証推進会議で報告、情報共有化を図っている。自己点検評価結果は、全教職員を対象に「内部質保証システム活動報告会」を開催、当該年度結果、次年度に向けての課題等の情報の共有が図られている。内部質保証推進会議では、自己点検・評価委員会の自己点検評価活動結果に基づき、大学全体の教育研究活動等の有効性検証に努め、大学全体のPDCAサイクルを回すためIR室

の機能強化を予定している。毎年度開催の内部質保証システム活動報告会で教職員間での方向性の共有化が図られている。

総じて、建学の精神にのっとり大学の使命・目的により、教育理念である「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する」に基づいた人材育成に精進しており、今日的な喫緊の課題にも対応できる豊かな感性・論理的思考を修得するため、看護専門職としてのキャリア形成基盤教育を教職員一同が一貫した教育体制のもと、展開できている。また、「ダイバーシティ宣言」のもと、看護を取巻く環境に即した人材育成に貢献している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 社会医療法人大雄会と大学との連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神にのっとり大学の使命・目的は、学則に明記されている。教育理念等は、学修ガイダンスにおいて学生・教職員に周知している。また、教育目的・目標についても分かりやすく、具体的に明示されている。

大学は、平成 29(2017)年度に開学し、完成年度を迎えた際に教育理念等の見直しを行っている。また、令和 5(2023)年度に看護学研究科を設置し、がん看護専門看護師の教育課程を設け高度な看護実践者育成に努めるための体制を整備するなど、時代の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学内の諸会議で審議されるなど、役員、教職員が関与・参加している。これらは、ホームページ等を通じて学内外に周知し、入学時オリエンテーションやガイダンスで学生に説明している。使命・目的等は、中長期計画や三つのポリシーに反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するため、看護学部看護学科及び看護学研究科の1学部1学科1研究科を設置している。また、「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設置し、地方自治体と地域住民とさまざまな形での連携体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内や募集要項、ホームページ上に掲載するとともに、指定校教員を対象に大学説明会を開催し、学内外へ周知している。

試験問題は、アドミッション・ポリシーに沿った内容で大学独自に作成をしている。また、入学試験を入学試験委員会が適正に管理を行い、試験問題及び選抜基準などを検証している。

各年度の入学定員数は充足しており、定員管理の重要性を鑑み、例年の歩留り率を考慮しつつ入学定員の管理に努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制については、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備し、運営している。

学修支援の充実については、アドバイザー教員制度を設け、個別面談や教務ポータルシステム等を通じて担当学生の生活全般についての状況把握に努め、適切な支援につなげている。また、アドバイザー教員と学務課との情報共有の場として、隔月でアドバイザー会議を開催している。中途退学・休学・留年等の学生に対する支援は、アドバイザー教員が中心となり、個別に支援している。また、兼任教員を含めたオフィスアワー制度を全学的に実施し、学修支援の充実を図っている。

障がいのある学生に対しては、「一宮研伸大学 障がい学生支援に関する規程」を定め対応している。

〈優れた点〉

○オフィスアワー制度について、兼任教員を含めて全学的に実施・展開した学修支援体制は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポート委員会が中心となり、学務課担当職員と協働しながら、キャリア支援計画を策定し、1年次から4年次まで段階的にキャリア支援を実施している。特に、就職先を検討し始める2・3年次においては、就職率の高い病院を大学内に招き、病院説明会を開催するなど、就職支援体制を整備している。令和3(2021)年度からはホームカミングデーを開催し、卒業生と在学生との意見交換の場を提供している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のために、学生サービスや厚生補導を所管する学生生活支援委員会のもとに保健休養室・学生相談室を設置し、学生の健康相談・心的支援を行っている。個々の学生の生活に関する相談は、アドバイザー教員が中心となり、学務課職員、学生生活支援委員会の教員が協働して対応している。

経済的支援としては、大学独自の特待生制度や奨学金制度を取入れている。また、大雄会病院からの「大雄会奨学金」の支給や、看護師寮を安価で利用できる制度を設けている。

〈優れた点〉

○大雄会病院看護師寮を安価な家賃設定で学生に提供している点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修施設・設備を適切に整備している。図書館は図書及び視聴覚資料等の学術情報資料を有し、閲覧席や開館時間も適切に確保している。マルチメディア教室などの ICT 環境を整備し、学修環境を構築している。バリアフリースイレータやエレベータの設置など、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性が確保されている。また、全ての施設は耐震基準を満たしており、安全性が確保されている。

授業を行う学生数については、受講者数に応じた教室で授業編成を行い、演習科目は少人数グループとして教員が指導可能な学生数に調整している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、授業評価アンケートや学位授与方針に関するアンケートを実施し、教育委員会で結果を分析して学修支援体制の改善に反映している。授業評価アンケートについては、回答率の低さを課題とし、回答率向上に向けた取組みを開始している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、学生生活アンケートを実施し、学生生活の改善に反映している。また、学修環境に関する学生の意見や要望をくみ上げるために意見箱を設置し、速やかにポータルサイト及び掲示板で回答を周知している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科では、教育理念を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、ホームページや大学案内、学修ガイダンス等で学内外に周知している。学部においては、看護学実習の際にディプロマ・ポリシーに基づいてオリエンテーションを行うなど、折に触れて周知に努めている。また、単位認定基準、進級制度、卒業・修了基準、成績評価基準等については、履修規程にそれぞれ定めるとともに学修ガイダンスにより周知されている。大学院においても、審査基準・手順・修了認定等は策定されており、学修ガイダンスにより周知されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。可視化のためのカリキュラム・マップや三つのポリシーの関連図、ナンバリングなど工夫している。また、シラバス内に授業科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連性が分かる項目を入れ、学生に周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。

教養教育は学部教育委員会、大学院運営委員会及び大学院教育委員会で組織的に検討され、運用されている。

授業においては、グループ学習やゼミナール形式の授業を取入れ、学生の主体的な学びを促進している。また、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動を通じて教授方法についての研さんが行われている。

〈参考意見〉

○看護学部における1年間の履修登録単位数の上限が高いので、単位制度の実質を保つ観点から見直しが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部においては、三つのポリシーを踏まえて、学生、卒業生、就職先にアンケートを実施し、教授会で意見交換を行うなどの検証を行っている。学内では授業評価アンケートを実施し、アンケートの結果は教職員、学生へ公表している。授業評価の結果は、教授会で報告、意見交換が行われており、報告書は図書館において教職員及び学生へ閲覧可能とするなど、教職員、学生へフィードバックされている。

授業評価アンケートは回収率が低い傾向にあるが、アンケートの実施方法を工夫するなどの改善のための努力をしており、今後の回収率の向上が期待できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学を代表し教学運営を統括することは、「学校法人研伸学園組織規程」及び「一宮研伸大学ガバナンス・コード」に明記されており、学長がリーダーシップを発揮するための体制が整備されている。

学長、教授会をはじめとする教学マネジメントにおける実質的な責任体制は構築されている。一方で、教学に関する決定権者である学長に対し、意見を述べる関係にあると学校教育法第 93 条に定められている教授会の役割について、学則をはじめとする学内規則上明確になっていないため、速やかな見直しと整備が必要である。

教学マネジメントに必要な職員については、「学校法人研伸学園組織規程」第 6 章にその役割を規定し、適切に配置されている。また、学内の各種委員会に参加し、教職協働に取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

- 教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点については、改善が必要である。
- 学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べる関係にあることが、「一宮研伸大学学則」「一宮研伸大学大学院学則」「一宮研伸大学看護学部教授会規程」「一宮研伸大学大学院看護学研究科教授会規程」のいずれにも定められていない点については、改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、教育研究に必要な専任教員数が確保され、

適切に配置している。教員の採用や昇任については「一宮研伸大学看護学部教員選考規程」のほか、関連規則にのっとり行われている。

FD・SD 委員会において前期・後期の年 2 回、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果を各担当教員に通知するとともに改善点を報告させている。また、各種 FD 研修会を企画・運営し、組織的に教育研究の質の向上を図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動の推進に関しては、FD・SD 委員会を設置し、職員の資質・能力向上のための組織的な取組みを行っている。

FD・SD 委員会主催による学内 SD 研修会を開催するほか、日本私立大学協会等の外部研修へも積極的に参加している。また、IDE 大学協会へ加盟することにより、近隣他大学の取組み状況等の情報を得る機会を設けている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究倫理については、研究等における人権擁護・倫理委員会を設置し、教職員及び学生が研究責任者となる研究計画について、国の定める倫理指針にのっとり審査している。また、研究費を含む研究不正防止のために各種規則を整備し、適切に運用している。

専任教員に対し職位に応じた個人研究費を支給するとともに、講師以上には個別の研究室、助教・助手には共同研究室を整備している。

研究活動の質向上と活性化を推進するため、研究推進委員会を設置し、外部研究費の獲得へ向け、各種研修会の開催や申請相談等を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人研伸学園寄附行為」第 3 条において法人の設置目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法の遵守を明記するとともに、法人の運営に係る諸規則を整備している。また、寄附行為をはじめ、法令に定められた各種情報についてホームページ等で適切に公開している。

中期目標に当たる「重点課題」を策定し、自己点検・評価委員会を中心に毎年度、進捗状況等について審議・検討している。

人権への配慮については、「学校法人研伸学園ハラスメント等人権擁護に関する規程」「一宮研伸大学ダイバーシティ宣言」など必要な諸規則を定めている。また、「学校法人研伸学園危機管理規程」を備え新興感染症等や大規模地震に関する BCP を策定し、防災訓練を実施するなど、安全な法人運営に取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人研伸学園寄附行為」第 11 条において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、法人の最高意思決定機関として位置付けられるとともに、定期的開催され適切に機能している。

理事の選任については寄附行為第 6 条に基づき適切に行われ、理事会への出席状況も良好である。また、理事会を欠席する際は議案に対して意見書を提出させて明確に意思表示できる体制を整えている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人研伸学園寄附行為」第 13 条において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

学長を議長とし、理事長・法人事務局長・学部長等が出席する「大学運営会議」が月に 1 度開催され、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通を円滑なものにしている。会議で審議・決定された事項は、教授会を通じて学内で共有が図られている。

評議員の選任については、寄附行為第 21 条に基づき適切に行われ、評議員会への出席状況は概ね良好である。評議員会は、私立学校法や寄附行為で定められた諮問事項について意見を述べ、運営に携わっている。

監事の選任については寄附行為第 7 条に基づき適切に行われ、理事会・評議員会に出席し、法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況に係る監査を実施している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年の大学開学以来、定員未充足となることのない安定した学生確保を実現しており、完成年度を迎えた令和 2(2020)年度以降も収容定員を充足している。これにより、学生生徒等納付金収入を主たる収入源とする財務状況は健全に保たれ、事業活動収支差額比率もプラスを維持している。

研究推進委員会による科学研究費助成事業等競争的資金の申請支援や、ホームページを活用した寄付金募集など、外部資金を獲得するための取組みが行われ、一定の成果を挙げている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準をはじめ、「学校法人研伸学園経理規程」「学校法人研伸学園経理規程

細則」「学校法人研伸学園固定資産及び物品管理規程」に沿って適正な会計処理が行われている。また、会計処理に当たり判断が困難な事例については、監査法人や私学事業団に随時相談を行い、助言や指導を受けている。

監査法人、理事長、監事等との意見交換を期中と決算監査終了後の年2回実施し、連携が図られている。また、内部監査室を設置し、監査体制の充実に取り組んでいる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「一宮研伸大学 内部質保証推進規程」に基づき、内部質保証のための組織として、大学運営会議のもとに学長、学部長、法人事務局長等で構成する内部質保証推進会議を設置している。また、内部質保証推進会議の指示のもと、自己点検・評価を実施する組織として自己点検・評価委員会を設けている。これら三つの会議体が連携することにより、大学開学から7年が経ち課題はあるものの、内部質保証システムは整備されつつあり、その役割と機能は明確化されてきている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「一宮研伸大学 内部質保証推進規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、ホームページを通じて公表するとともに、「内部質保証システム活動報告会」を開催し、教職員に情報を共有している。ただし、自己点検・評価の精度については課題がある。

IR室は、教育活動に関する情報の収集・分析を行い、その結果を内部質保証推進会議や入学試験委員会に報告している。

〈参考意見〉

- 「一宮研伸大学看護学部履修規程細則」等学内規則上の誤植や、今回提出された自己点検評価書の一部において大学の実情を適切に点検・評価出来ていない部分、誤表記等が見られるため、自己点検・評価の更なる充実と正確性が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「一宮研伸大学 内部質保証推進規程」に基づき、自己点検・評価委員会が実施した自己点検・評価の結果を踏まえ、内部質保証推進会議において、大学全体の教育研究活動等の有効性の検証に努めており、この検証の結果、改善の必要がある場合には自己点検・評価委員会に対応を指示することで PDCA サイクルを回す体制を整えている。

これらの活動の結果は、毎年度末に開催する「内部質保証システム活動報告会」で教職員に共有している。

〈参考意見〉

- 教学マネジメントの機能性に改善を要する点があることから、内部質保証システムの機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会貢献

A-1. 地域社会への貢献に関する目標

A-1-① 大学と地域とで連携・協働した教育支援体制の整備

【概評】

地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくための諸活動を行うことを目的として、「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設立し、地域への貢献を行っている。同センターは、「地域連携部門」「研究支援部門」「継続教育部門」「看護基礎教育部門」の4部門を展開し、地域住民、看護職者、学生等を対象に幅広く支援を行っている。

センター活動の一環として、「一宮市 SDGs パートナー制度」に登録して、「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」に取り組んでいる。

一宮研伸大学

センターが窓口となる学生ボランティアの登録システムを構築し、センターがボランティア活動を一括して支援することで、地域と大学、学生との連携もとることができ、地域とのつながりの強化になっている。ボランティア活動には、教員も学生とともに取組んでおり、学生の学びへとつなげている。

センターの研究支援部門においては、実習病院や地域の医療機関のニーズを把握し、ニーズの高い研究支援を行っている。

同センターの活動は、一宮市職員、医療機関職員、地域住民代表を評価委員として委嘱し、幅広い視点から管理運営・評価できていることは評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 社会医療法人大雄会と大学との連携

本学は、大学の理念として、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」を掲げて人材の育成を行っている。

具体的には、次の①～③のような看護職の育成を目指している。

①多様な価値観や生活を持つ人々を理解し寄り添うことができる豊かな感性と論理的思考を身につけている。

②①を基盤とした専門職としての探求心、創造性、専門的な知識・技術を身につけている。

③看護倫理と科学的根拠に基づいた看護実践を提供できる。

臨地実習は、これらの知識・技能を体系的に身につけた看護職育成の一環として、非常に重要な役割を担っている。

本学は、昭和46(1971)年に設立された大雄会一宮高等看護学院を創基とし、看護教育において50年余の歴史を有していることから、社会医療法人大雄会と強い連携を持っており、総合大雄会病院は、本学の実習施設の一つとして、総合的な実践力を養う重要な場となっている。特に令和元(2019)年末からの新型コロナウイルス感染症流行下においては、感染拡大の波を繰り返すなか、臨床現場での学生の実習受入れに関し、できるだけリスクが最小となる時期を設定して実習を行うことができた。

令和3(2021)年9月からは、病院・大学連絡協議会を3か月に1回開催し、実習環境や看護師採用等に関わる事項について意見交換を行っている。本協議会には、病院側から、理事長、統括院長、副院長兼看護統括部長、看護部長、法人本部長等が、大学側から、学長、理事長代行、学部長、法人事務局長、実習委員会委員長、キャリアサポート委員会委員長等が出席している。

また、病院の看護部管理研修として、本学の学長等が講師となり、看護管理者の役割等に関する研修を行っているとともに、病院において豊富な臨床経験を有し、かつ優れた臨床能力や教育能力を有する者に臨床教授等の称号を付与し、本学の学生に対する臨床実習指導等の臨床教育に必要な職務を担っているなど、相互に連携協力体制を維持している。

今後は、学内での演習に大雄会病院の看護師が参加し、教員とともに学生指導にあたることとしている。

